

黒石市青少年相談センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月27日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第7号

黒石市青少年相談センター規則の一部を改正する規則

黒石市青少年相談センター規則（平成19年黒石市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の各号」を削り、同条第1号を削り、同条第2号を同条1号とし、同条第3号中「補導」を「指導」に改め、同号を同条第2号とし、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第3号とし、第7号を第4号とする。

第5条第2項中「街頭補導」を「街頭指導」に改め、同条第3項中「少年を愛護補導する」を削る。

第6条中「場合」を「とき、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。